

議案第 3 号

令和 8 年度の財政融資資金の融通条件

令和8年度の財政融資資金の融通条件
(令和7年12月 日決定、令和8年4月1日以降適用)

令和8年度の財政融資資金の融通条件は下記のとおりとする。
なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

- 1 食料安定供給特別会計に対する貸付け
償還期限 13年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- 2 エネルギー対策特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
- 3 自動車安全特別会計に対する貸付け
償還期限 15年以内（4年以内の据置期間を含む。）
- 4 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付け
 - イ 儻還期限
 - (イ) 国民一般向け業務に係る貸付けについては、9年以内
ただし、(i) 令和8年度における貸付けのうち3,533億円については、5年、330億円については、6年以内（1年以内の据置期間を含む。）、690億円については、15年以内、220億円については、18年以内、300億円については、20年以内
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
 - (ロ) 中小企業者向け業務に係る貸付けについては、10年以内
ただし、(i) 令和8年度における貸付けのうち980億円については、5年、3,920億円については、15年以内
(ii) 事業者への貸付条件を満期一括償還とする資本性資金に係る貸付けについては、10年以内（満期一括償還）
 - (ハ) 農林水産業者向け業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
ただし、令和8年度における貸付けのうち121億円については、5年、100億円については、10年以内、840億円については、15年以内、725億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）、38億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）

(二) 特定事業等促進円滑化業務に係る貸付け

(i) 特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(ii) 事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち50億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(iii) 事業適応促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち100億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(iv) 開発供給等促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）

(v) 事業基盤強化促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち12億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、20億円については、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）、61億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(vi) 導入促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち3億円については、20年以内（15年以内の据置期間を含む。）、3億円については、25年以内（15年以内の据置期間を含む。）

(vii) 供給確保促進円滑化業務に係る貸付けについては、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち50億円については、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）、50億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、150億円については、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、150億円については、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(viii) 特定事業促進円滑化業務、事業再編促進円滑化業務、事業適応促進円滑化業務、開発供給等促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務、導入促進円滑化業務及び供給確保促進円滑化業務に係る貸付けのうち、7年以内（2年以内の据置期間を含む。）、10年以内（2年以内又は3年以内の据置期間を含む。）、15年以内（3年以内の据置期間を含む。）及び20年以内（3年以内の据置期間を含む。）の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。

ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。

(ホ) 危機対応円滑化業務に係る貸付けについては、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法（平19法57）第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）への貸付条件に合わせて、5年以上20年以内（1年以上3年以内の据置期間を含む。）

ただし、指定金融機関への貸付条件を満期一括償還とする貸付に係る貸付けについては、5年以上10年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は20年以内（満期一括償還）とすることができます。

□ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（5年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

二 危機対応円滑化業務に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

5 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付け

イ 償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）令和8年度における貸付けのうち330億円については、7年以内（1年以内の据置期間を含む。）、235億円については、20年以内（2年以内の据置期間を含む。）、157億円については、25年以内（2年以内の据置期間を含む。）

（ロ）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年（満期一括償還）とすることができます。

□ 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

6 株式会社国際協力銀行に対する貸付け

償還期限 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）、10年以内（満期一括償還）、15年以内（満期一括償還）又は20年以内（満期一括償還）とし、令和8年度における貸付けのうち28,351億円については、5年（満期一括償還）とすることができる。

7 独立行政法人国際協力機構に対する貸付け

償還期限 15年以内（5年以内の据置期間を含む。）

8 全国土地改良事業団体連合会に対する貸付け

償還期限 5年（2年以内の据置期間を含む。）

9 日本私立学校振興・共済事業団に対する貸付け

償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち11億円については、5年（1年内の据置期間を含む。）、65億円については、10年以内（2年以内の据置期間を含む。）、41億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができます。

10 独立行政法人日本学生支援機構に対する貸付け

イ 儻還期限 20年以内

ただし、学資の返還期間の状況に応じて、5年（1年内の据置期間を含む。）

又は15年以内（1年内の据置期間を含む。）とすることができます。

ロ 5年経過ごと金利見直しとなる貸与に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付け

イ 儻還期限 20年以内（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、（イ）福祉貸付のうち経営資金に係る貸付け並びに医療貸付のうち機械購入資金及び長期運転資金に係る貸付けについては、5年（1年内の据置期間を含む。）

（ロ）医療貸付のうち地域医療構想支援資金に係る貸付けについては、10年以内（4年以内の据置期間を含む。）

（ハ）令和8年度における貸付けのうち871億円については、10年以内（1年内の据置期間を含む。）、943億円については、30年以内（2年以内の据置期間を含む。）、583億円については、39年以内（2年以内の据置期間を含む。）とすることができます。

- 10年経過後金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ハ 10年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

12 独立行政法人国立病院機構に対する貸付け

- イ 償還期限 39年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、（イ）令和8年度における貸付けのうち78億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
(口) 医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内
- 償還期限39年以内に係る貸付けについては、10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるとときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

13 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに対する貸付け

- 償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内

14 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに対する貸付け

- 償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内

15 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに対する貸付け

- 償還期限 15年以内（1年以内の据置期間を含む。）
ただし、医療機械整備に係る貸付けについては、10年以内

16 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対する貸付け

- 償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）
ただし、（イ）令和8年度における貸付けのうち59億円については、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）とすることができる。
(口) 医療機械整備に係る貸付けについては、5年又は10年以内

17 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付け

- イ 償還期限
(イ) 建設勘定に係る貸付けについては、5年（1年以内の据置期間を含む。）

ただし、鉄道施設に係る譲渡代金の回収期間が10年以上のものについては、10年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（口）海事勘定に係る貸付けについては、15年以内（1年以内の据置期間を含む。）

（ハ）地域公共交通等勘定に係る貸付け

（ⅰ）物流融資に係る貸付けについては、20年以内（3年以内の据置期間を含む。）

ただし、令和8年度における貸付けのうち2億円については、6年以内（満期一括償還）

（ⅱ）地域公共交通融資に係る貸付けについては、10年以内

ただし、令和8年度における貸付けのうち25億円については、5年

□ 海事勘定に係る貸付けのうち、5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

18 電力広域的運営推進機関に対する貸付け

償還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）

19 独立行政法人住宅金融支援機構に対する貸付け

償還期限 30年以内

ただし、災害対応に係る融資の状況に応じて、5年、10年以内、15年以内、20年以内又は25年以内とすることができる。

20 独立行政法人都市再生機構に対する貸付け

イ 償還期限 30年以内（5年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

21 独立行政法人水資源機構に対する貸付け

償還期限 10年以内

22 国立研究開発法人森林研究・整備機構に対する貸付け

イ 償還期限 20年以内（2年以内の据置期間を含む。）

ロ 10年経過後金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して10年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（10年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。

- 23 独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構に対する貸付け
　　償還期限 15年以内（2年以内の据置期間を含む。）
　　ただし、坑廃水の処理に必要な資金に係る貸付けについては、5年（2年以内の据置期間を含む。）
- 24 地方公共団体に対する貸付け
- イ 儻還期限 25年以内（5年以内の据置期間を含む。）
　　ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。
- ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ハ 10年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して10年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（10年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ニ 15年経過ごと金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して15年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（15年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ホ 20年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して20年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（20年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- ヘ 30年経過後金利見直し貸付けについては、貸付利率は、貸付日から起算して30年を経過した日の直前の元利金支払期日における利率（30年を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- 25 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付け
- イ 儻還期限 20年以内（5年以内の据置期間を含む。）
　　ただし、令和8年度における貸付けのうち1,200億円については、15年以内（5年以内の据置期間を含む。）とすることができる。
- ロ 5年経過ごと金利見直し貸付けとし、貸付利率は、貸付日から起算して5年の整数倍を経過した日ごとの直前の元利金支払期日における利率（5年の整数倍を経過した日が元利金支払期日にあたるときは当該元利金支払期日における利率）に変更する。
- 26 令和7年度の財政融資資金運用計画において貸付けに運用するものとしているもののうち、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条の規定により、令和8年度において運用するものについては、引き続き、当該貸付けに運用

するものとする。その際、上記に該当するものがない場合には、令和7年度の融通条件に従い運用するものとする。

- 27 上記のうち、貸付金について元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。